

第2章 人権の尊重と、あらゆる暴力の根絶

現況と課題

依然として、女性に対する差別や偏見をはじめ、人権にかかる問題が数多く見受けられ、重大な人権侵害であるドメスティック・バイオレンス※（DV）などの暴力的行為が発生しています。最近では、デートDVと呼ばれる若い恋人間で起こる交際相手からの暴力も問題になっています。

住民意識調査結果によると、本市でも、配偶者や恋人からの身体的・心理的「暴力を受けたことがある」と回答した人は1割弱、「身近に経験した人がいる」と回答した人は約1割に及びます。また、「暴力を受けたことがある」「自分が暴力をふるったことがある」「身近に経験した人がいる」と回答した人のうち、「家族や親族などに相談した」が最も多くなっています。解決状況については、「解決した」と「解決の方向へ向かっている」を合わせると5割近くに達している一方、「解決していない」状況が2割近く見られることから、潜在的なケースを早期発見するため、連携機関のネットワークの確立が必要です。

市で実施している月2回の女性相談においても、ドメスティック・バイオレンスに関連したものが大半を占めています。関係機関との連携を強化し、被害者の保護と支援体制の充実、相談担当職員の育成及び相談体制の強化、市民への周知など、適切な対応が必要です。

また、雑誌やテレビ、インターネットなどの様々なメディアから発信される情報は市民の意識に大きく影響するため、違法、表現の自由を逸脱した有害な情報への行政や市民の立場からの働きかけが重要です。

そして、あらゆる暴力を許さない社会風土づくりへの取組みが必要です。

※ ドメスティック・バイオレンス：夫や恋人などのパートナー、家族など親しい人間関係の間で起こる暴力。身体的な暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力も含まれる。

1 語り合えるまち (ドメスティック・バイオレンスの防止)

基本方針

ドメスティック・バイオレンスは重大な人権侵害であり、個人の能力発揮を阻む、社会的、構造的な問題であることから、あらゆる機会を通じて正しい認識を深めるための広報・啓発に努めるとともに、被害者が相談など適切な対処を早期に行えるよう、情報提供と相談体制の充実に努めます。

基本施策

(1)暴力根絶の啓発

◇ドメスティック・バイオレンス、わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメント、人身取引、ストーカー行為など、さまざまな暴力の根絶に向けて、これらを許さない意識の醸成を図るなど、取組みを進めます。

(2)人権侵害に関する相談体制の充実

◇インターネットによる相談の受付や、電話相談、市役所での相談回数の増設、随時の相談など、様々な相談体制の整備を図ります。また、人権相談など関連する相談窓口との連携強化に努めます。

◇民生児童委員や人権擁護関係団体の協力を得て、地域における身近な相談体制の充実に図ります。また、女性相談アドバイザーなど人材育成のための養成講座を開催し、相談ボランティア等の人材確保に努めます。

重点目標

項目	現状 (H22)	目標指標 (H27)
女性相談の充実 (「京丹後市総合計画」との整合)	月2回	週1回
女性相談アドバイザー養成講座修了者のアドバイザー登録者数	対象者25人	20人

市民の目標

男女でともに

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害について、社会的問題として捉え、家族や地域、学校、職場においてみんなで解決をめざしましょう。

2 応援し合えるまち

(被害者の保護・自立支援の体制整備)

基本方針

ドメスティック・バイオレンスの被害者が相談など早期に適切な対処を行えるよう、情報提供と相談体制の充実に努めます。また、関係機関や民間団体との連携のもとに、被害者が一時的に避難できる場所を確保するとともに、経済的な自立を図れるよう支援に努めます。

基本施策

(1)社会支援の周知

◇広報により、国や府、警察や市、市防犯委員会等が行っている被害者支援の周知徹底を図ります。

(2)被害者の保護と自立支援のネットワーク化

◇潜在的ケースも含めた問題の早期発見や、ケースに応じて被害者を早期に保護できるネットワークを、地域や関係機関との連携によって確立します。

◇ドメスティック・バイオレンス専門の相談会を開催するなど、相談窓口の充実に努めます。

◇被害者の自立支援に向けた法律相談や就労・子育て支援や経済面での支援などを充実させます。

◇ドメスティック・バイオレンスの悩みを持つ住民の心のケア体制を整備するとともに、医療機関などとの連携体制の確立に努めます。

重点目標

項目	現状 (H22)	目標指標 (H27)
ドメスティック・バイオレンスを経験した市民のうち、どこに相談したらよいかわからなかった市民の割合 (住民意識調査結果)	8.3%	0%

市民の目標

男女でともに

ドメスティック・バイオレンスは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許される行為ではないとの認識が必要です。配偶者やパートナー、恋人等から受ける暴力の種類としては、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、子どもを利用した暴力、社会的暴力があり、殴る・蹴るなどの身体的な暴力だけでなく、ことばによるもの、心理的 (精神的) なものなども含まれます。

このような被害に遭った場合は、ひとりで悩まずに適切な専門機関へ相談するなど、解決に向けて早く行動しましょう。身近で暴力行為などを見かけたら、警察などへ通報しましょう。地域ぐるみで防犯活動を行い、ふだんから隣近所の付き合いを保ち、支え合える関係を築くことが大切です。

また、地域や職場で人権学習を進めましょう。

【図表】

ドメスティック・バイオレンス被害者支援体制（P54）

図 12 意識調査結果 ドメスティック・バイオレンスの経験（P63）

図 13 意識調査結果 ドメスティック・バイオレンスへの対処（P64）

図 14 相談窓口、相談件数の状況（P64）

3 配慮しあえるまち (メディアにおける人権尊重の推進)

基本方針

表現の自由に配慮しながら、固定的な男女のイメージづくりや過度に性的面を強調した報道や出版、宣伝など、男女の人権を侵害するメディアへの適切な表現の一層の普及に向けた取り組みを進めます。

基本施策

(1)メディアに関する認識の向上

◇ウェブサイトなど多種多様なメディアに市民が積極的に参加することで、人権についての正しい認識を広げる一翼を担い、また、人権侵害行為を見かけたら批判や通報を行い、そのような行為を廃絶できるよう、市民のメディアに関する認識を高める学習活動の場を設けます。

(2)男女共同参画の考えに基づくメディア表現の普及

◇女性を蔑視したり、固定的な考えに基づいて男女を表現する言葉やイラスト、映像などが改められ、適切な表現が普及するよう、マニュアルの作成や啓発を通じて市民や各種団体、事業所などに呼びかけます。

◇テレビ、新聞、雑誌など全国的なマスメディアについても、男女共同参画の視点から視聴者や読者として意見を言えるよう、啓発活動に努めます。

(3)メディア・リテラシー向上のための啓発

◇様々なメディアから提供される膨大で多種多様な情報は市民の意識に大きく影響するため、個人がメディアの情報を主体的に判断して選択・活用する能力向上のための啓発や学習機会の提供に努めます。

※ メディア・リテラシー：メディアの情報を主体的に読み解き、活用し、自ら発信する能力

重点目標

項目	現状 (H22)	目標指標 (H27)
男女共同参画啓発パンフレットの作成	— (H19 作成)	1冊

市民の目標

男女でともに

メディアからの多種多様な情報を、自分の考えを持って選択し活用できる能力を身につけましょう。また、地域の有害環境を浄化する活動を進めましょう。

4 尊重し合えるまち

(生命の尊さや心身の健康についての理解普及)

基本方針

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ生涯にわたり健康な生活を送るために、ライフスタイルやライフステージに対応した適切な保健・医療の充実が必要であり、学校・社会・家庭教育等あらゆる機会を通じて、男女の心身及び健康についての正しい知識の普及・啓発に努めます。

基本施策

(1)市民への啓発

◇学校教育や保健事業を通じて、健康をおびやかす問題や生命の大切さへの理解をはじめ、HIV※などの性感染症の予防、薬物乱用などに関する正しい知識や認識の理解を深める教育の充実に努めます。

※ HIV：ヒト免疫不全ウイルス、エイズウイルス。Human Immunodeficiency Virus

(2)事業所や医療機関への啓発

◇市内の事業所に対し、男女の心身及びその健康についての正しい知識の普及・啓発を図るとともに、従業者への配慮が行われるよう努めます。
◇医療機関などとの連携を強化し、保健・医療の推進や生命の尊さへの理解の普及に努めます。

重点目標

項目	現状 (H22)	目標指標 (H27)
生命の尊さや心身の健康について学習を行う 保健事業の年間開催回数	8回	10回

市民の目標

男女でともに

男女がともに人権を尊重しつつ健康に生活するために、男女の心身と健康について知識を深めましょう。また、保護者から子どもへ積極的に伝えましょう。